

# 令和3年度

## 第8回豊後高田市農業委員会総会議事録

日時 令和3年11月5日(金)午前10時00分

場所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

### 出席委員

出席委員 12名 欠席委員 1名

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	神田三重子	○	11	河野三男	○
2	友延都茂子	○	7	河野孝也	×	12	市成信正	○
3	河野利治	○	8	野間保廣	○	13	和泉陣	○
4	川野元憲司	○	9	宗一則	○			
5	中野正年	○	10	内田勝夫	○			

農地利用最適化推進委員 3名

永野次郎委員 筒井正之委員 板井伸博委員

事務局職員 3名

事務局長 塩崎 康弘 事務局次長 應利 豪晋  
総括主幹 伊藤 康輔

### 会議に付した事件

- 議案第51号 農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の設定について
- 議案第52号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について(農委処分)
- 議案第53号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第54号 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)
- 議案第55号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付(案)について
- 議案第56号 非農地証明願について
- 議案第57号 農地転用事業計画変更承認申請について

### 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農業用施設の届出について
- (3) 農地所有適格法人定期報告について

開会 午前10時00分

局長

それでは、第8回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。

農業委員総数13名中、本日の出席委員12名、欠席委員1名で、過半数を超えております。

従いまして農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく願います。

議長

みなさんおはようございます。何かとお忙しい中、本総会にご出席いただきありがとうございます。コロナ禍もようやく下火になりつつありますが、年末まで油断禁物でございます。県下でも10日間ほど0人で推移しているところがございます。お互いに気をつけましょう。

さて、岸田内閣が誕生し、衆議院総選挙が行われ自民党が勝利しましたが、まだまだ、ごたごた続きでございます。

秋の叙勲では、喜ばしいことに、その道一筋で業務に励んだ黄綬褒章が県下で11名発表され、農業関係では2名のうち、和泉委員の母、和泉やす子氏と高田牧場の仲井光則氏が受賞されます。誠におめでとうございます。今後のご活躍を祈念申し上げます。

それでは、座って進行させていただきます。

ただいまから、令和3年度第8回豊後高田市農業委員会総会を開会します。開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。

慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。

よって議事録署名委員に、8番：野間保廣委員及び9番：宗一則委員にお願いします。

なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆様のご協力をお願いします。

それでは議事に入ります。

議案第51号、農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の設定についての審議を行います。事務局から提案いたします。

事務局

議案第51号、農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の指定について次のとおり、別段の面積の指定を行いたいので、意見を求めます。議案書1ページです。

別段の面積の設定については、農地法施行規則第17条第1項と、2項によるものがあります。



事務局

議案第 52 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請についてですが、申請番号 67 番について意見を求めます。6 ページをご覧ください。

申請番号 67 番、所在が■■■字■■■番■■■外■■■筆で、地目は田と畑、合計面積が 9,217 m<sup>2</sup>、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。

以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長

事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

それでは、■■■の入室を許可します。

(■■■ 入室)

議 長

次に、議案第 52 号について、残りの案件の審議を行います。  
事務局から提案します。

事務局

議案第 52 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請についてですが、申請番号 54 番から 66 番までについて意見を求めます。2 ページからになります。

申請番号 54 番、所在が■■■字■■■番■■■で、地目は田、面積が 1,000 m<sup>2</sup>、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が所属する農事組合法人に貸し付けのため贈与するものであります。

申請番号 55 番、所在が■■■字■■■番■■■で、地目は田、面積が 1,047 m<sup>2</sup>、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 56 番、所在が■■■字■■■番外■■■筆で、地目は畑、合計面積が 5,515 m<sup>2</sup>、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。

申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 57 番、所在が■■■字■■■番■■外■■筆で、地目は田と畑、合計面積が 4,826 m<sup>2</sup>、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。

申請番号 58 番、所在が■■■字■■■番外■■筆で、地目は田、合計面積が 8,970 m<sup>2</sup>、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 59 番、所在が■■■字■■■番■■で、地目は畑、面積が 1,591 m<sup>2</sup>、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営移譲、受人が経営継承で贈与するものであります。

申請番号 60 番、所在が■■■字■■■番■■で、地目は田、面積が 2,792 m<sup>2</sup>、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 61 番、所在が■■■字■■■番■■で、地目は畑、面積が 68 m<sup>2</sup>、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が新規就農で売買するものであります。

申請番号 62 番、所在が■■■字■■■番■■で、地目は田、面積が 1,034 m<sup>2</sup>、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 63 番、所在が■■■字■■■番■■外■■筆で、地目は田、合計面積が 2,376 m<sup>2</sup>、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 64 番、所在が■■■字■■■番■■外■■筆で、地目は田、合計面積が 2,458 m<sup>2</sup>、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 65 番、所在が■■■字■■■番■■で、地目は畑、面積が 1,121 m<sup>2</sup>、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 66 番、所在が■■■字■■■番■■で、地目は田、面積が 653 m<sup>2</sup>、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。ご審議の程よろしくお願ひし

議 長

す。

事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

8 番：  
野間委員

■■■■さんの孫で■■■■さん、この件について問題はないのですけれども、経営面積が同じで少しおかしいのではないかと思います。説明をお願いいたします。

議 長

事務局。説明してください。

事務局

はい。こちらに記載の経営面積につきましては、経営体の単位で記載しております。本件の方は、野間委員が仰ったように■■■■のご家族が一つの経営体ということで、お二方の面積を足したものが経営面積ということになります。今回、農地法第3条の部分につきましては、経営面積自体は変わらないのですけれども、土地の所有権をおじいさんからお孫さんに移したいということですので、所有権移転は出来ることとなります。以上です。

8 番：  
野間委員

はい。わかりました。

議 長

はい。他にございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第53号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第53号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の7ページからです。

申請番号20番、申請地は、■■■■字■■■■番で、地目は田、面積が1,277㎡の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。

都市計画の用途区分は第2種中高層住居専用地域に該当します。転用目的は児童福祉施設用地です。県道■■■■線から市道■■■■線を■■■■方面に入り約■■■■m進んだ場所に位置し、西に■■■■、北と南を■■■■、東

を■■■■に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は市内で保育所を経営する社会福祉法人で、申請地に建築面積 295 m<sup>2</sup>の鉄骨平屋建て保育所を建築する計画です。

市道と同じ高さまで約 1 m盛土し、整地する計画で、別途、市の環境課に豊後高田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第 3 条第 3 項の規定に基づく届け出書を提出しています。

平屋であり日照及び通風をさえぎる建築物ではないため周辺農地への影響はないものと考えられます。

雨水排水につきましては、西側市道の側溝に放流し汚水雑排水については公共下水道に放流する計画です。

保育所の新設に係る認可申請については、所管である豊後高田市子育て支援課に提出済みであり認可に向けて協議が行われています。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と建築工事費で■■■■円を見込んでおり、事業費に見合う金額の金融機関が発行した預金残高証明書が添付されています。

工事期間は許可後から令和 4 年 10 月 31 日までを予定しており、転用行為は確実にされると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第 2 の 1 の (1) のエの (イ) 「第 3 種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。

申請番号 21 番、申請地は、■■■字■■■■番■■■で、地目は田、面積が 254 m<sup>2</sup>の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第 3 種農地です。

都市計画の用途区分は第 1 種住居地域に該当します。転用目的は一般住宅用地です。市道■■■■線から市道■■■■線に入る場所に位置し、北を■■■■、東に■■■■、西に■■■■、南を■■■■に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は、申請地と北側の■■■■を購入し合計面積 417 m<sup>2</sup>の土地に建築面積 147.4 m<sup>2</sup>の木造平屋建て住宅を建築する計画です。

申請地を市道と同じ高さまで約 60 cm盛土し整地する計画で、境界にはブロック擁壁を設置するため、土砂の流入などの恐れはないものと考えられます。

平屋であり日照及び通風に問題はなく周囲に農地はないため周辺農地への影響もありません。

雨水排水につきましては、南側市道の側溝に放流し汚水雑排水については公共下水道に放流する計画です。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、

法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と建築工事費で [ ] 円を見込んでおり、事業費に見合う金額の金融機関が発行した住宅ローン仮審査応諾書が添付されています。

工事期間は許可後から令和4年10月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)「第3種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。

申請番号22番、申請地は、[ ] 字 [ ] 番外 [ ] 筆で、地目は田、合計面積が363.71㎡の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。

都市計画の用途区分は第1種低層住居専用地域に該当します。転用目的は分譲住宅用地です。申請地は、[ ] から市道 [ ] 線を [ ] に約 [ ] m 進んだ場所に位置し、東を [ ]、西を [ ]、南を [ ] と [ ]、北を [ ] に接しています。

利用計画についてですが、転用者は [ ] の不動産業者で、申請地を取得し、払い下げを予定している里道と同社が取得している隣接地等を併せ、事業面積約1,030㎡の土地に分譲住宅用地造成を計画しています。

盛土せず、敷地内を整地し、境界に沿ってコンクリートブロックを設置する計画のため、土砂の流出や崩壊の恐れはなく隣接農地への影響はないものと考えられます。

雨水は市道の側溝に排水し、下水は公共下水道に接続し排水する計画です。

申請者は現在、農地転用違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は土地取得費、造成費で [ ] 円を見込んでおり、すべて自己資金で賄う計画で、金融機関が発行した事業費を超える金額の預金残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可日から令和4年4月10日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)「第3種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。

以上です。

議 長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員の意見をいただきたいと思います。

最初に、申請番号20番、22番につきまして、永野次郎推進委員からお願いします。

永野次郎

去る21日、事務局と一緒に現地を確認しました。事務局の説明とおりに

推進委員	題ないと思います。
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に申請番号 21 番につきまして、筒井正之推進委員からお願いします。</p>
筒井正之 推進委員	はい。申請番号 21 番について、10 月 21 日に事務局、農業委員と私で現地確認を行った結果、先程事務局より説明のありましたとおり、周囲にも影響はなく問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願いします。
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>同じく現地確認をしていただきました 3 番：河野委員からも意見があればお願いします。</p>
3 番： 河野委員	はい。私も先程 10 月 21 日に現地確認に行ってきたのですが、事務局並びに筒井推進委員からの説明のとおり、特に問題点はありません。以上です。
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議長	<p>無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第 54 号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第 54 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。</p> <p>それでは、集積表が 19 ページにありますのでご覧ください。表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 70,303 m<sup>2</sup>、畑の面積が 57,819 m<sup>2</sup>の合計面積が 128,121 m<sup>2</sup>で、利用権を設定する農家数 23 戸、利用権の設定等を受ける農家数 6 戸で、利用権等の種類別面積のうち貸借に係る面積 103,012 m<sup>2</sup>、使用貸借に係る面積 25,109 m<sup>2</sup>です。</p> <p>詳細につきましては、議案書 9 ページから記載していますのでご覧ください。以上、提案します。</p>

議長

ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第 55 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についての審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第 55 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてありますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。

お手元に配布してあります別紙 A 3 用紙の貸付調書についてあわせてご覧ください。議案書の 10 ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。

別紙の農用地貸付調書をご覧ください。1 ページ目で、借受者 [ ] に 3 件の合計面積が 2,686 m<sup>2</sup> の貸し付けが示されています。

2 ページから 4 ページに、借受者 [ ] に 46 件の合計面積が 85,530.48 m<sup>2</sup> の貸し付けが示されています。

5 ページで、借受者 [ ] に 2 件の合計面積が 3,576 m<sup>2</sup> の貸し付けが示されています。

6 ページで、借受者 [ ] に 4 件の合計面積が 15,607 m<sup>2</sup> の貸し付けが示されています。

今回の借受者はすべて [ ] ですが、農用地貸し付け調書としては、人・農地プランの地区ごと、また、貸し付け期間ごとに整理しているものです。以上、提案します。

議長

ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

次に、議案第 56 号、非農地証明願についての審議を行います。  
事務局から提案します。

事務局

議案第 56 号、非農地証明願についてです。議案書 21 ページをご覧ください。

申請番号 22 番、所在が■■■字■■■番で、地目は畑、面積 437 m<sup>2</sup>、申請人は、■■■の■■■さんです。

申請の内容は、昭和 60 年頃から耕作できなくなり、山林化してしまった。今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。

現地確認したところ、申請のとおりであり、非農地として認められると考えます。

申請番号 23 番、所在が■■■字■■■番■■■外■■■筆で、地目は畑、合計面積 889 m<sup>2</sup>、申請人は■■■の■■■さんです。

申請の内容は、樹園地として利用していたが昭和 60 年頃から畑地として管理できなくなり、山林化してしまった。

今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。

現地確認したところ、申請のとおりであり、非農地として認められると考えます。また、地元推進委員の岩坂信也委員が現地を確認し、非農地として問題ないとのご意見を頂いております。

申請番号 24 番、所在が■■■字■■■番■■■、地目は畑で、面積 286 m<sup>2</sup>、申請人は、■■■の■■■さんです。

申請の内容は、昭和 33 年頃から前所有者が敷地内に農業用倉庫を建築し使用しており、申請者が相続した後も耕作できなかったとのことです。

今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。

現地確認したところ、申請のとおりであり、非農地として認められると考えます。

申請番号 25 番、所在が■■■字■■■番外■■■筆で、地目は畑、合計面積 1,058 m<sup>2</sup>、申請人は■■■の■■■さん外■■■名です。

申請の内容は、昭和 60 年頃から前所有者が宅地の一部として使用していた。

今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。

現地確認したところ、申請のとおりであり、非農地として認められると考えます。

以上です。

議 長	<p>事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思えます。</p> <p>申請番号 22 番につきまして、板井伸博推進委員からお願いします。</p>
板井伸博 推進委員	<p>はい。申請番号 22 番につきましては、去る 10 月 22 日に事務局、友延委員、私とで現地確認を行いました。事務局からの説明のとおりで非農地として妥当だと思われます。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>同じく現地確認をしていただきました 2 番：友延委員からも意見があればお願いします。</p>
2 番： 友延委員	<p>事務局の方お二人と私達委員二人で現地確認に伺いましたが、報告の通り問題はありませんでした。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に申請番号 23 番につきまして、現地確認をしていただきました 4 番：川野元委員から意見があればお願いします。</p>
4 番： 川野元委員	<p>はい。現地確認をした結果、特に問題はありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、申請番号 24 番、25 番につきまして、筒井正之推進委員からお願いします。</p>
筒井正之 推進委員	<p>はい。申請番号 24 番、25 番につきましては、10 月 21 日に事務局、農業委員、私で現地の確認を行いました。事務局から説明のあったとおり、申請どおりで問題ないと思えますので、ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>同じく現地確認をしていただきました 3 番：河野委員からも意見があればお願いします。</p>
3 番： 河野委員	<p>はい。特に意見はございません。申請のとおり非農地として認めるのが適当だと思います。以上です。</p>
議 長	<p>地元委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>

議長

無いようですので、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

次に、議案第 57 号、農地転用事業計画変更承認申請についての審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第 57 号、農地転用事業計画変更申請があったので意見を求めます。議案書の 23 ページです。

申請地は、■■■■字■■■■番■で、地目は田、面積が 654 m<sup>2</sup>の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第 3 種農地です。

都市計画の用途区分は第 2 種中高層住居専用地域に該当します。

申請事由は、事業面積の縮小です。

譲受人である市内の会社員は、令和元年 8 月 7 日付けで農地法第 5 条の許可を受け、申請地を含む田である■■■■字■■■■番、面積 882 m<sup>2</sup>について太陽光発電施設を整備予定でしたが、許可後に譲渡人が転用許可済農地の一部を農地として残したいとの意向を示したため、申請地部分を分筆し変更後の事業面積とするものです。

本件による、発電規模や事業費総額の変更はありません。

なお事業面積から除外する■■■■字■■■■番■の田については、農地として原状回復するよう変更承認するうえでの条件を附すことにしています。以上です。

議長

事務局から変更申請内容についての説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、これを承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項 (1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、事務局から報告します。

事務局

報告事項 (1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について次のとおり通知がありましたので報告します。24 ページになります。

届出番号 13 番、所在が [ ] 字 [ ] 番、地目が田で、面積が 1,196 m<sup>2</sup>で、貸人が [ ] の [ ] さん、借人が [ ] の [ ] さんです。解約事由については貸し人の都合で合意解約するものです。

届出番号 14 番、所在が [ ] 字 [ ] 番 [ ] 外 [ ] 筆、地目が田で、合計面積が 1,963 m<sup>2</sup>で、貸人が [ ] の [ ] さん、借人が [ ] の [ ] さんです。解約事由については貸し人の都合で合意解約するものです。

届出番号 15 番、所在が [ ] 字 [ ] 番 [ ] 外 [ ] 筆、地目が田で、合計面積が 2,458 m<sup>2</sup>で、貸人が [ ] の [ ] さん、借人が [ ] の [ ] さんです。解約事由については貸し人の都合で合意解約するものです。

以上、報告します。

議長

この件につきまして、ご質問等はございませんか。

はい。河野委員。

3 番：  
河野委員

はい。質問という訳ではないのですが、この合意解約については、農地を守る農業委員として過去からずっと気になっているのですけれども、この 13、14、15 番の案件について、合意解約をした後には特に問題なく新たに耕作者がいるかとか、説明の中に参考としていただけると。

これは例えば、A さんと B さんが農業委員会の利用権を設定していて、A さんが作れなくなったので二人の間で合意解約をするのですけれども、解約した後に B さんの土地を第三者の C さんが間違いなく作るというような確約が取れているのか、解約をしてまた元の耕作者がそのまま作るのか、何かその方向性を示していただけると。次のステップというかですね。

解約するとなると、どうも耕作自体がその後どうなるのか心配になっているものですから、分かる範囲で結構なのでそのあたりを知らせていただけると私は助かるなど。

議長

はい、事務局。備考の欄を詳しく。

事務局

はい。備考欄をご覧いただければと思います。結論から申しまして、前後するような形になりますけれども、先程ご審議をいただいた農地法第 3 条関係の部分と今のご質問につきましては並行しているような状況でございます。

報告事項 (1) の合意解約の 13 番につきましては、備考欄に農委 3-58 と書かれてございますが、戻っていただいて 3 ページをご覧いただければと思います。3 ページには農委 3-57 の申請番号の備考欄に合解-14 と書かれているかと思っております。これにつきまして、この 14 という数字と今ご審議を頂いている合意解約の 14 番が連動しております。

経緯を申し上げますと、この 3 条の所有権移転の手続きが目的としてあるために、14 番で言うと、それまで作られていた [ ] さんが、[ ] さんの土地を借りて作られていたところを解約して持ち主の進藤さんにお返しすると、[ ] さんは、返してもらった土地を [ ] さんにお譲りをされるというふうな流れが今回の一連の取り組みの状況でございます。事案としては、

3条の許可前の段階で解約がある都合上、解約の報告ということで取り扱いをさせていただきます。

同じような形で、15番につきましては5ページになります。■■■の■■■の■■■さんの案件なのですが、こちらも■■■さんが■■■さんからお借りして作られていた土地を■■■さんにお返しいただいた後、■■■さんが耕作する権利がある状況になった上で、■■■さんに農地の売買をすると。

もう一点が、すみません、こちらは書き漏れでございます。3ページのところの農委3-58をご覧いただきたいと思うのですが、■■■さんの所有地につきまして、24ページのところで、■■■の■■■さんに貸されていた、■■■さんが作られていたのですが、10月30日をもって返していただき■■■さんに耕作権が移った後に、■■■さんは■■■さんに売却をされて、■■■さんが以後作られるといった形になります。

以上のような見方でありますので、以後もこのような形で進めさせていただきたいのですが、特にこのような事例でない場合には、ご審議をいただけるようにご説明を申し上げていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

3番： 河野委員 備考欄に注意しておけばいいのですね。

事務局 はい。

議長 他にございませんか。

9番： 宗委員 細かいことなのですが、3ページの農委3-58ですかね。右側に合解-13と書いてないのですが。

事務局 そちらが先程の書き漏れでございます。申し訳ございません。本誌、取り置いておく分に関しましては修正しておきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 他にございませんか。

(ありませんの声)

議長 無いようですので、次に、報告事項(2)農業用施設の届出について、事務局から報告します。

事務局 報告事項(2)農業用施設の届出がありましたのでご報告いたします。25ページをご覧ください。

所有者は■■■の■■■さんで、所在が■■■字■■■番■■■、地目が田、面積が

